

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
2		機械プレス
3		せん断機(定格出力が1kW以上のものに限る。)
4		鍛造機
5		ワイヤーフォーミングマシン (定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
6		ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)
7	ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kW以上なものに限る。ただし、非常用を除く。)	
8	振動コンベア	
9	圧縮機(定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。)	
10	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
11	織機(原動機を用いるものに限る)	
12	製網機(原動機を用いる結節型のものに限る。)	
13	コンクリートブックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	
14	木材の加工の用に供する	ドラムバーカー
15		チッパー(定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
16	印刷機械(定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	
17	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のものに限る。)	
18	合成樹脂用射出成形機	
19	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	
20	ダイカストマシン	
21	シェークアウトマシン	
22	遠心分離機(洗濯用脱水機を含み、定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	

- 備考 1 振動規制法に基づく指定地域においてはこの表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
- 2 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場に設置されるものを除く。
- 3 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

※ 表中の赤字は、条例による横だし施設又は振動規制法との能力が異なるものを示す。